

令和元年第4回定例会 文書質問
長谷川 たかこ 議員

回 答 書

I 知的障害を伴わない発達障がい特性のある「生きづらさを抱えた人」に対する支援制度の構築について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1. 生涯を通じて一貫性ある支援体制の構築について 【問1】保健、医療、福祉や教育、就労支援等の分野など多岐にわたる相互連携と地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児・者とその家族からの様々な相談に応じた指導や助言といった支援制度の確立をこの足立区から構築することを強く求めるが、区の見解を求める。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>発達障がい児・者とその家族からの様々な相談に応じた指導と助言をおこなう支援制度の確立については、僅々の課題であり、早急に解決する必要があると考えております。</p> <p>これまで、関係部署との連携を図るために発足した、発達支援検討委員会において、就学前の発達支援児を対象に「気づき」と「支える」を重視した支援を協議し、支援体制を構築してまいりました。また、就学後への継続した「つなぐ」と「支える」についても、小学校等とも連携し、着実に支援体制が確立されつつあります。</p> <p>以下にそれぞれの取り組みを記載します。</p> <p>(1)「気づき」 幼稚園や保育園等への訪問支援事業の拡充を行い、多職種による支援体制の充実を図りました。</p> <p>(2)「つなぐ」 チューリップシートや支援児の園生活支援シートを活用して、お子さんの困り感の情報を確実に就学先に伝えるシステムを確立しました。</p> <p>(3)「支える」 げんきでの相談窓口の拡充や相談後のフォローアップ体制の充実、そして特別支援教室の全小・中学校配置による支援体制の確立を行いました。</p> <p>次に、青年期にむけての支援体制については、まだまだ十分な支援体制</p>

	<p>が確立されていない状況があります。今後、関係諸機関とも協議し、発達支援検討委員会を中心に総合的な支援体制の構築を目指して検討してまいります。</p> <p>(担当所管：こども支援センターげんき 支援管理課)</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2. 発達支援に課題のある子どもと親に対する支援の構築について</p> <p>【問2】子どもに課題が発生した場合には、こども支援センターげんきが的確に専門家に「つなぐ」ことや、保護者の気づきの段階から発達支援・家族支援を含めたトータルな支援として、全体を「つなぐ」ことが重要である。しかし、足立区ではまだその段階まで至っていない。子どもと家族支援をトータルな支援として行うことが発達障がい施策では極めて重要である。区はこのことをどのように考え、重く受け止めているのか。また今後、どのようにこれらを構築しようと考えているのか伺う。</p>
<p>回答 ②</p>	<p>発達障がい児とその家族を支える継続的な支援（つなぐ）につきましては、極めて重要であると認識しており、早急に構築する必要があると考えております。</p> <p>これまでの支援の取り組みに加えて、平成30年度より、保健センターでの乳幼児健診の際に、こども相談を実施し、保護者の不安を支え、適切な時期に専門機関につなげてまいりました。また、令和元年度より、障がい福祉センターより支援管理課に委託事業としてのペアレントメンター事業を引き継ぎ、個別面談（ピアトーク）や同じ悩みを抱える保護者同士が集えるグループ茶話会（ピアサロン）を定期的に開催してまいりました。これらの事業をより充実させることで、保護者の孤立感を防ぐ一助となっていると考えております。さらに、平成29年度より実施しております学齢児童保護者に対してのペアレントトレーニング（保護者の学習会）を、令和2年度には年長児童保護者に対してのペアレントプログラムへと拡充し、就学移行期の保護者支援の充実を図り、お子様がよりスムーズに小学校生活に慣れるようにつなげてまいります。</p> <p>外部委員を含めた就学支援委員会で、支援が必要と判定されたお子様については、入学後も学校と連携し、継続して専門の心理士や指導主事を学校に派遣し、フォローアップ支援を行っております。また、必要に応じて家庭・学校・げんきの三者でケース会議なども実施し、お子様の困り感の支援策を協議しております。さらに、教育相談課が窓口のケースにつきましても、発達支援が必要なお子様につきましては、発達支援係へつなげるシステムは確立できており、相談内容を引き継いでおります。</p> <p>今後、これらの支援策をより拡充し、相談事業を継続的な支援体制として構築するためには、保護者に寄り添い、困り感を共有し、より適切な相談支援へとつなげる、コーディネーター的な役割が重要になると考えております。</p> <p>そのニーズに応えるために、継続して職員一人ひとりのコーディネート</p>

	<p>力のさらなる向上を目指し、研修や事例研究などをとおして、職員の育成を図ってまいります。</p> <p>(担当所管：こども支援センターげんき 支援管理課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>【問3】「つなぐ」「連携」といった支援から効果的な支援を充実させるためにも、当事者である保護者からの声を列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども支援センターげんきに連絡してから折り返しまで時間がかかりすぎる（翌日以降となる）。また、担当者と面談の予約が取れるまで時間がかかりすぎる。 ・学校と連携がとれていないため、学校で困ったことがあっても対応してもらえない。結果、学校や行政からの具体的なアドバイスがない。 ・学校の先生方もそれぞれの考えで放任したり、理解のある先生だったりとまちまち。また、通っている学校の校長先生の理解度によって、その支援に格差が生じている。 ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどがうまく機能していないため、あたりはずれがある。 ・専門的な知識をもっている人たちに話しを聞いてもらい抱えている問題を解決してほしいために話しているのに、成果が全くない。 ・こども支援センターげんきの先生方が、みんな受け身的で事務的に感じる。こちらが質問したことしか答えない。そのような状況下で、どうしたらよいかわからないまま、帰宅することが度々ある。 ・親へのフォロー・サポートがない。子どもだけをカウンセリングするのではなく、親子セットでカウンセリングをしてもらいたい。 ・専門的な検査をした結果、子どもに苦手なものに偏りがあることが判明した場合、一定時期は支援してもらえるが、支援終了した後の相談先がない。学校からは、スクールカウンセラー等にと促される。しかし、スクールカウンセラーが学校にいる日は週2日のみ。こども支援センターげんきから引き続きしてくれると言っても結果、一から話さなくてはいけない。子どもも保護者も非常にエネルギーがいるため、疲弊してしまう。 <p>以上の点につき、区の現状がどのようなものなのか詳細を伺う。</p> <p>また、相互連携と適切な具体策を早急に図るよう強く要望するが区の見解を求める。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>まず、保護者からの意見の現状についてお答えいたします。</p> <p>一点目の、面談の予約が取れるまで時間がかかることにつきましては、保護者の要望日や時間帯によっては、相談日が先になる場合もあります。現状の人員体制において、ニーズが多い水曜日の午後や土曜日に相談員の重点配置を行う等、運用面で工夫してまいります。</p> <p>二点目の、学校と行政の連携が取れていない点につきましては、相談員が学校を訪問し、子どもの行動観察や教員との協議を行っていますが、保護者が十分でないと考えるケースもないとはいえません。学校に対して</p>

は、生活指導主任連絡会等で、相談員については研修等で、相互の情報提供を積極的に行うよう促してまいります。

三点目の、学校長の理解度によって支援の格差があることにつきましては、地域特性や学校の状況等で、学校経営上の考え方の違いはやむを得ないと考えます。しかし、子どもの発達特性や行動への理解など支援に必要な知識は不可欠と考えます。管理職対象の特別支援教育研修において継続して指導してまいります。

四点目の、スクールカウンセラー（以下 SC という。）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW という。）が機能していない点につきましては、学校の専門職の活用状況の違いや個々の能力に差異があることは事実です。事例発表会等で SC や SSW 等の具体的な活用例を学校に示しながら周知を進めるとともに、統括職の個別フォローで SC や SSW の能力向上を進めてまいります。

五点目の、成果が全くないことにつきましては、例えば、平成30年度の教育相談の主訴解消率は48.6%であり、約半数の相談者の悩み等が解消されています。保護者が満足できる成果にまで至っていないケースもあるかと思いますが、成果が全くないとは考えておりません。

六点目の、こども支援センターげんきの職員が受身であることにつきましては、相談事例によっては、保護者に寄り添って傾聴することが必要な場合もあり、受身であることが一概に悪いことであるとは考えておりません。しかしながら、より保護者のニーズを踏まえて対応することが必要であると考えておりますので、答えを求める保護者に対しては、一定の支援策を提示できるよう相談員に指導してまいります。

七点目の、親へのフォロー・サポートがないことにつきましては、例えば、思春期における教育相談では、子ども理解のためには保護者へのフォローが必要と考え、子ども担当と親担当を別々に設けて相談を行う等状況に応じて親へのフォローを実施しています。

八点目の、支援終了後の相談先がない点につきましては、こども支援センターげんきの発達支援や教育相談においては、終結し、支援が終了した後も、要望があれば再相談が可能です。その際は記録等で把握できるため、最初からお話いただく必要はありません。なお、教育相談については、中学卒業後の状況を把握し、困りごとを聴取できるような仕組みづくりを検討しています。

次に、相互連携と適切な具体策について、お答えいたします。

こども支援センターげんきでは学校と教育委員会の連携を進めており、平成29年度から指導主事を配置し、学校とこども支援センターげんきの間に入って困難事例に対処しています。また、教育相談課では、3つの教育相談拠点を中心に、SC・SSW・教育相談員を同じ係に配置し、専門職の垣根を越えた連携を行う体制をつくりました。さらに、不登校施策では、

	<p>居場所を兼ねた学習支援事業でNPO団体との連携を進めています。全ての関係機関を繋いだ相談機関として、今後も支援を継続してまいります。</p> <p>(担当所管：こども支援センターげんき 教育相談課、支援管理課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>3. 学童保育内での発達支援について～発達支援を家族支援へとつなげる～</p> <p>【問4】学童保育や住区センター内の職員等が子どもの特性について共通理解をもち、援助できる環境を構築することが急務である。職員全体として統一した対応をとることが出来なければ、発達に課題のある子ども達は混乱しやすく、的確な支援に繋がらない。</p> <p>まずは、研修や専門家の巡回相談、経過を追って個別の支援記録の作成を学童内で作成するなどし、学校・こども支援センターげんきとの連携を図りながら子どもの発達支援を学童の中でも行えるよう、区が早急に構築すべきと考えるが区の見解を求める。</p> <p>また、日常の引き継ぎ、支援会議などを通じて役割分担を明確にし、支援のポイントを共有できるよう、発達支援に重きを置いた環境整備を住区センター内も含めた学童に携わる職員全体に対し行うことを強く求める。区の見解を伺う。</p>
<p>回答 ④</p>	<p>学童保育室で気になる児童がいた場合には、こども支援センターげんきや小学校と情報共有を行い、ケース会議に参加する等、関係機関との連携を通じて統一的な対応を図っております。また、当課主催の研修や心理士による巡回研修、区職員による巡回を通して、学童保育室職員のスキル向上や支援を行っております。さらに、学童保育室では、個別支援記録として「児童対応記録」を作成、「①客観的に捉える②事実の整理③仮説を立てる④具体的な対応の検討⑤子ども一人ひとりにショートゴールを設定・実行⑥仮説の見直し」を実践し、子どもの「できた」を受け止め、次のステップにつながるような支援をしております。</p> <p>今後も、こども支援センターげんきや小学校等と情報交換をしながら要支援児の対応をしてまいります。</p> <p>なお、学童保育室の生活の中では、子ども同士のかかわりを通して、障がいのある子もない子も共に成長できるような環境づくりにも努めてまいります。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 住区推進課)</p>

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>【問5】発達支援は家族の支援でもある。家族は一番身近な支援者でもあり、家族と子どもの育ちを共有しながら支援することが重要である。</p> <p>しかし、学童に通っている家庭の子ども達の中には、保護者自身が我が子の発達支援の必要性について認識していない家庭もある。</p> <p>そのため、家族の考えや家庭の状況を知るためにも、学童保育の職員や住区センター職員等が日ごろからそのような家庭の保護者と信頼関係を築くことができる環境をつくる必要がある。例えば、送迎時に話す、連絡帳を利用する、保護者面談などを行い家族とコミュニケーションがとりやすい方法を用い、課題のある子どもに対して、何が得意で何が苦手なのか、どのような工夫をすると安心するのか、どのような方法がわかりやすいのか等、日ごろの保育の工夫や生活の具体的なエピソードを保護者から聞き、また逆に日常の学童保育の様子を保護者に話し、情報を共有することで、より効果的な支援が行える。このようなやり方を積極的に導入するよう強く要望するが区の見解を求める。</p>
<p>回答 ⑤</p>	<p>発達支援児の対応には、保護者との信頼関係が欠かせません。子どもの状況を保護者と共有して対応しているケースもありますが、我が子の状況をなかなか受け入れられない保護者もいるのが現状です。この場合、デリケートな対応が求められるため、こども支援センターげんきに助言等を求めています。そのうえで、現在、送迎時でのやり取り、個人面談を活用して保護者とのコミュニケーションに努めております。なかなか会うことのできない保護者については、連絡帳や電話にて子どもの成長や良いところを伝える等、信頼関係構築に努めてまいります。</p> <p>今年度、ペアレントメンターに研修講師を依頼し、要支援児を育てた母親2名による子どもの困り感についての話は、専門的な知識を学ぶ時よりも身近に感じられたと、住区センター職員からの感想がございました。要支援児や保護者の支援はもちろんですが、支援する側である職員のスキルアップも重要です。学童保育室の職員の経験や、要支援児の特性等を考慮した上で、発達支援児の理解を深めるために、学童保育室職員が当課職員や外部からの相談やアドバイスを受けながら、個々の子どもたちの対応ができるよう支援してまいります。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 住区推進課)</p>

Ⅱ 妊娠・子育てを切れ目なく支援する足立区を ～東京 23 区でワースト 1 の子育て施策を打開～	
質問の要旨 ①	<p>1. ネウボラ事業について</p> <p>【問 1】足立区においては本庁舎北館で、また本館においても改修工事が着工される予定であるが、改修の際には新たな組織を構成し、本庁舎内で足立区版ネウボラ事業が行えるよう計画し、あらゆる相談を一元的に受け、コーディネーターとして関係機関につなげる保健師の人材育成のためにも、日本での研修はもちろんのこと、フィンランドへの派遣研修を行って頂きたいと切に要望するが如何か。</p>
回 答 ①	<p>妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、コーディネーターとして関係機関につなげる役割は子育て世代包括支援センターにあたります。本庁舎内では、担当所管と連携のうえ保健予防課が担当しておりますので、新たな組織を構成することは現在のところ考えておりません。</p> <p>ネウボラ事業の考え方や目的については、東京都主催による、フィンランド大使館、ネウボラ事業を取り入れた先行自治体を講師とした研修を受講しており、子育て世代包括支援センターである保健予防課や各保健センターに、その考え方である「妊娠期から出産、子育ての切れ目のない支援」を取り入れているところでございます。あわせて、関連する子育てサロンや住区センターのスタッフにも周知をしております。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：衛生部 保健予防課)</p>
質問の要旨 ②	<p>2. 産後ケアについて</p> <p>【問 2】産後のお母さんが、心身を休めて安心してゆったりと育児技術を身に付けることができ、出産後も自信を持って家庭での育児に臨める環境をこの足立区でも構築するために、出産後の生活や育児に伴う大きな不安を解消し、母子の健康と社会復帰を応援する場所として、他区にある宿泊型産後ケアハウスを活用できるよう、利用料の一部を助成する事業を早急に行って頂きたいと切に要望する。区の見解を伺う。</p>
回 答 ②	<p>宿泊型の産後ケア事業につきましては、他区の実績を踏まえ、サービスを利用すべき人にきちんと届くような制度設計や、現行の母子保健事業との整合性を勘案しながら検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：衛生部 保健予防課)</p>
質問の要旨 ③	<p>3. 寄り添い支援について</p> <p>【問 3】各場所に来られる保護者に対しての積極的な寄り添い支援がなされていないこと、また、どちらかという子育てについての注意が先行してしまい、利用者が「来てよかった」よりも「あまり行きたくない」という印象が強くなり、足が遠のくという声も上がっている。子育てサロンや住区センター内のスタッフ、保健師等にも研修を行うなどして、お母さん、お父さんが喜んで何度でも足を運んでもらえる寄り添い支援の構築、イベントもさらに拡充し、友達も自然とできるような環境を足立区でも構築し</p>

	てもらいたいと強く要望するが区の見解を伺う。
回 答 ③	<p>区内に64か所の子育てサロンがあり、それぞれの機能別に支援サービスを提供しております。</p> <p>まず、単独型子育てサロン・商業施設内子育てサロンの12か所では、利用者に対応する際、子育てサロンに何を求めて来室したのかを見極めることに努め、相談や助言など利用者に寄り添うことに尽力しております。さらに、研修や連絡会議での情報交流等により、スタッフのスキル向上も継続して図っております。</p> <p>また、利用者アンケートでも、意見や要望を聞いて運営に活かしております。なお、満足・やや満足のご意見は90%以上いただいております。</p> <p>そして、ベビーマッサージ、卒乳等のイベントや各種講座等、利用者のオーダーも聞きながら多数実施しているところです。</p> <p>次に、住区センター内にある児童館子育てサロン52か所につきましては、主に「居場所」としての機能となっております。スタッフは、乳幼児親子のみならず、小中高生も含め児童全般の対応を実施しておりますが、多世代向けの活動や交流の実施、さらに必要に応じて他機関へのつながりを強化するため、スタッフ研修を通してスキル向上を図っております。今後さらに、お母さん、お父さんに関わっていく意識を高めてまいります、寄り添い支援の機能につきましては、単独型子育てサロンで積極的に実施してまいります。</p> <p>また、衛生部においても、保健師等が定期的に児童館子育てサロンに出向き、0歳児親子に向けた事業を実施しており、保健師が身近な存在として気軽に相談できるように寄り添い支援を心がけ、そのための研修も実施しております。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 住区推進課)</p>
質問の要旨 ④	<p>4. 3歳児健診で「オートレフ検査」や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制を</p> <p>【問4】弱視の早期発見・早期治療を行うためにも、3歳児健診において「オートレフ検査」や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制を早急に足立区でも構築すべきである。2017年の議会質問でも強く要望したが、その後の進捗状況を詳細に伺う。また、進んでいなければ、区として導入するよう医師会にも働きかけをし、連携を図るべきと考えるが区の見解を求める。</p>
回 答 ④	<p>オートレフ検査の導入に関しては、23区の保健予防課長会にて統一での実施を検討しましたが、各区の判断という結論になっています。足立区では、機器そのものが海外製であり、日本での精度管理に関してのデータが少ないこと、また、これを受けて日本における診療報酬点数の対象検査となっていないこと、加えて国及び東京都が示している3歳児視覚検査の</p>

	<p>推奨検査に入っていないこと、以上のことから今後の研究課題としております。今後、医師会の意見を伺い、区での実施の可否について判断してまいりたいと考えております。</p> <p>(担当所管：衛生部 保健予防課)</p>
<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>【問5】新たな制度が導入されるまでの間、3歳児健診の視覚検査を家庭で行うだけでなく、保護者に対して眼科医を受診し視力検査を行うよう、区として働きかけるべきと考えるが、区の見解を伺う。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>現在の視覚検査は、東京都のマニュアルに準拠した検査になっていますので、医師会との協議が調うまで、この方法で視覚検査を行いながら、医師会の意見を伺ってまいります。また、実際の3歳児健診の場では、視覚検査だけではなく、明るい日差しをまぶしがったりしないか、普段のテレビや物を見るとき顔の向き等の問診も行い、心配のあるお子さんについては眼科医に受診勧奨を行っています。</p> <p>(担当所管：衛生部 保健予防課)</p>